

鉄人NEWS

THE TETSUJIN NEWS

株式会社東部がお届けするインフォメーション・レター

発行所 株式会社東部鉄人ニュース事務局
神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4
TEL.042-764-4128
FAX.042-762-9593
編集 鈴木明子
<http://www.tobu21.co.jp>

Vol.29
2013
1月号

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

社員一同
本年も宜しくお願いいたします



進化し続ける e-pile … 2012年10月
新たに拡頭構造が加わり“新大臣認定”取得！

拡頭構造 + 拡底構造

これまでのe-pileは、優れた掘削性能(貫入性)と $a=250$ という高支持力を特徴とした商品であるが故に、杭1本が負担できる鉛直荷重は大きいものの、同時に水平荷重も作用するため、曲げ耐力を考慮すると、杭の板厚および本数の増加が課題となっていました。そこで、水平荷重を大きく受ける杭頭上部に拡頭構造を取り入れることで、断面性能の向上から、従来もつ高支持力を最大限活かすことを実現し、より経済性と安全性を高めることができました。

■拡頭杭性能試験



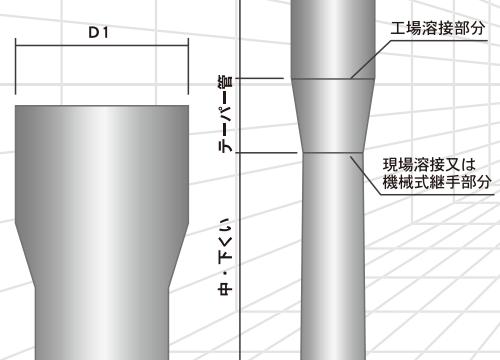
■性能評価書



■e-pile 拡頭仕様

上部径 D 1 (mm)	下部径 D 2 (mm)
216.3	190.7
267.4	190.7
267.4	216.3
318.5	216.3
318.5	267.4
355.6	267.4
355.6	318.5
406.4	318.5
406.4	355.6
457.2	355.6
508.0	355.6

■e-pile 拡頭姿図



钢管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部

<http://www.tobu21.co.jp>

■本社

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971

■地盤評価センター

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢1285-1 TEL:042-785-2811 FAX:042-785-2810

■施工管理センター

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5 TEL.042-764-4122 FAX.042-762-8975



平成23年度 全国の地盤沈下地域の概況

環境省は平成24年12月17日、全国の地盤沈下の現状を監視するため、平成23年度に地方公共団体が実施した水準測量等の結果を集約し、全国の地盤沈下地域の概況を取りまとめました。

発表によると平成23年度において、全国で年間2cm以上沈下した地域は14地域(平成22年度は6地域)で、年間2cm以上沈下した1km²上の地域の面積は5,919.5km²(平成22年度は5.5km²)であり、沈下した地域数及び面積とともに、平成22年度を大きく上回る結果となりました。これは平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による影響が大きいと推測されます。

● 全国地盤環境情報ディレクトリ

環境省では、地盤沈下施策に資するため、毎年、各都道府県及び政令指定都市から情報提供を受け、地盤沈下の状況や地下水の利用状況等を取りまとめ、「全国地盤環境情報ディレクトリ」として環境省のホームページにて情報提供しています。



環境省のホームページより

東北地方太平洋沖地震による影響があると考えられる地域における
年間2cm以上沈下した地域の最大沈下量

(平成23年度)

沈下量(cm)	地域名	市町村名
73.8cm※	宮城県 気仙沼	気仙沼市川口町
30.9cm	千葉県 関東平野南部	市川市
15.2cm	茨城県 関東平野	つくば市北条
14.0cm	千葉県 九十九里平野	白子町
12.5cm	埼玉県 関東平野	加須市北平野
11.3cm	栃木県 関東平野	真岡市久下田
11.3cm	神奈川県 関東平野南部	川崎市川崎区
9.4cm	宮城県 古川	大崎市古川
8.3cm	山形県 米沢盆地	米沢市
5.2cm	群馬県 関東平野	邑楽郡板倉町朝日野
4.7cm	神奈川県 埼央・湘南	厚木市酒井

(注) 沈下量は小数点以下第二位を四捨五入している。

※気仙沼市川口町(宮城県気仙沼地域)の平成23年度の沈下量は、東北地方太平洋沖地震により前年度までの算出方法を変更している。 詳しくは環境省のホームページをご確認下さい。<http://www.env.go.jp>



健康コラム

生活習慣病、「肥満」パート3

12月号に引き続き生活習慣病特集です!

さて、11月号・12月号・新年号と3ヶ月に渡り、「肥満」について特集させて頂いておりますが、今回は肥満を調べる検査についてです。

肥満と診断されると病気の一つとして扱われてしまいます。

BMIで肥満と判定されても、すぐに治療を始めるわけではありません。医学的に減量を必要とする肥満を「肥満症」といいますが、肥満症は、次の二つの場合です。

1. BMI25以上で、肥満に原因があるか肥満に関連していて、減量を必要とする健康障害(下表参照)を伴うもの

肥満に起因ないしは関連して発症する健康障害

脂肪細胞の質的異常による肥満症

耐糖能障害・2型糖尿病

脂質代謝異常

(高コレステロール血症、低HDLコレステロール血症、高トリグリセリド血症)

高血圧

高尿酸血症・痛風

脂肪肝

冠動脈疾患(心筋梗塞、狭心症)

脳梗塞(脳血管栓症、一過性脳虚血発作)

脂肪細胞の量的異常による肥満症

骨・関節疾患(変形性膝関節症、変形性股関節症、変形性脊椎症、腰痛症)

睡眠時無呼吸症候群・Pickwick症候群

月経異常

(月経周期の異常、月経量と周期の異常、無月経、月経随伴症状の異常)

特殊な病態を伴う健康障害

肥満妊婦

心理的サポートが必要な肥満症

2. BMI25以上で、1のような健康障害はなくても、検査によって内臓脂肪型肥満と診断されたもの

内臓脂肪型肥満とはどういうものでしょうか。

からだにつく脂肪には、皮下脂肪と内臓脂肪があります。皮下脂肪とは、皮膚のすぐ下、つまりからだの表面に近いところにしている脂肪です。もう一方の内臓脂肪は、内臓の周辺など、からだの深いところにしている脂肪なんですね。どちらか一方の脂肪しかついていないということはありませんが、皮下脂肪が多いタイプを「皮下脂肪(蓄積)型肥満」、内臓脂肪が多いタイプを「内臓脂肪(蓄積)型肥満」といいます。

多くの研究から、内臓脂肪型肥満のほうが病気になりやすいことがわかっています。この内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうち2つ以上が重なった状態を「メタボリックシンドローム」といい、重い生活習慣病に陥る危険があります。だから、内臓脂肪型肥満はすぐに治療を始めるんですね。

内臓脂肪型肥満(肥満症)かどうかは、まずはその周りを測り、一定の基準を超えると、腹部CTスキャンで内臓脂肪面積を測って診断されます。



経理マンが行く



年末調整

今年最後の経理マンとなりました。最後の追い込みで皆様に

おいでは、大変せわしい日々をお送りの事と思います。さて、今回は先月の統計でおさらいの意味も込めて年末調整の計算の仕方をご説明しようと思います。まず、提出して頂く資料の内、扶養控除申告書です。この申告書は配偶者や扶養家族の状況を会社に申告するもので、年の最初の給与の支払い時までに会社へ提出する必要があります。年末調整時には各人の状況について確認や修正をしてもらいますので、一旦従業員へ返却をし、年末に再提出をしてもらいます。なお、それぞれの要件に該当するかどうかは年末調整を行う日の現況により判定しますが、年齢はその年の12月31日現在で判定をします。

この書類にある控除対象配偶者とは婚姻の届出をしている配偶者をいい、合計所得が38万円以下の人がいます。給与所得だけの場合は今年中の給与の収入金額が103万円以下であれば対象となります。また、控除対象扶養親族とは生計を一にする年齢16歳以上の親族で合計所得金額が38万円以下の人のをいいます。また、次の様な方は、要チェックをして頂きます。

1 結婚し、配偶者を有することとなった人(配偶者がパートや無職は注意!)

2 本人が障害者になったり、離婚等した人

3 配偶者や扶養親族が障害者になった人

4 控除対象配偶者や控除対象扶養親族が就職や結婚、死亡などした人

次に配偶者特別控除申告書についてですが、この申告書は配偶者特別控除を計算する際に必要となります。

まず、所得金額の計算欄に配偶者の所得情報を記入し、所得金額を計算します。ここで算出された所得を基に配偶者特別控除の早見表を使用すると簡単に控除額の計算ができます。配偶者特別控除は配偶者控除とは違い、配偶者の所得によって控除額が異なります。また、受けられる配偶者の合計所得金額の範囲は38万円超76万円未満となっています。つまり、給与収入の場合103万0001円から140万9999円の範囲内に限られるということです。注意点としては、青色事業専従者及び白色事業専従者は除外されること。また、本人の所得金額が1,000万円を超える場合は適用がありませんので、間違えないようにしましょう。

保険料控除申告書では、生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除の計算をするために保険料の支払額を記載し、これらを基に控除額が計算できるようになっています。ここでのチェックポイントは、裏面に保険会社等から送られる控除証明書を添付してもらうこと、控除証明書とこの表面記載の金額が合っていること、本人又は生計を一にする親族の契約になっているかを確認すること、給与から天引きされた社会保険料以外に家族の国民年金や国民健康保険料を支払っている場合はその記載、国民年金については証明書の添付があるか、などです。

住宅借入金等特別控除とは、住宅ローンを利用して住宅を取得又は増改築(以下「取得等」)をした場合で、一定の要件に当てはまれば、その取得等のための借入金年末残額を基に計算した金額を、数年に渡って各年分の所得税額から控除するものです。初年度については確定申告をすることで必要ですので、年末調整での控除はできません。以上が年末調整の大まかな流れとなります。

これまでの説明でお分かりのように、年末調整は確認事項がとても多いため、前準備がとても重要となります。また、具体的な計算は、最終給与が確定してからでないと進められませんので、段取りよく行わなければなりません。みなさん、準備は早めに段取りよく行いましょう。

詳細は税務署で配付している「年末調整のしかた」をご覧ください。

来年も皆様にとってすばらしい年でありますように!!



2012年12月記

パート4へ続く!!いよいよ「肥満」最終コラム!

参考:厚生労働省ホームページ